

国分寺市交響吹奏楽団 規約

2025 年 4 月 6 日改定版

<国分寺市交響吹奏楽団 規約>

第1章 名称

第1条 本吹奏楽団は国分寺市交響吹奏楽団と称し、事務所を団長宅に置く。

第2章 団員

第2条 本楽団は音楽を愛好する人々によって構成され、国分寺市に在住、在勤、在学する16歳以上の者を対象とする。

第3章 目的

第3条 本楽団は音楽活動を通して団員相互の交流をはかり、親睦を深めると共に国分寺市文化の発展に寄与することを目的とする。

第4章 役員・運営委員

第4条 本楽団には次の役員・運営委員を置く。

役員

- | | |
|--------------|----|
| 1. 団長 | 1名 |
| 2. 運営委員長 | 1名 |
| 3. コンサートマスター | 1名 |
| 4. 渉外 | 1名 |

運営委員

- | | |
|-------------------|-----|
| 1. 運営委員長 | 1名 |
| 2. コンサートマスター | 1名 |
| 3. 総務 | 1名 |
| 4. 会計 | 1名 |
| 5. 広報 | 1名 |
| 6. ウェブ | 1名 |
| 7. 企画 | 1名 |
| 8. 備品管理 | 1名 |
| 9. 譜面管理 | 1名 |
| 10. 国分寺市音楽連盟連絡員 | 1名 |
| 11. 運営委員長が必要と認めた者 | 若干名 |

第5条 役員は全楽団員によって選出され、その任期は1年とし、再任を妨げない。

第6条 運営委員は団長が選出し、その任期は1年とし、兼任、再任を妨げない。

第7条 役員、運営委員は次の任務を行う。

役員

1. 団長
 - ・本楽団を代表し、総理する。
2. 運営委員長
 - ・練習、演奏活動等の日常活動を総括する。
 - ・団長不在の際は団長を代行する。

3. コンサートマスター

- ・演奏者としての団員を代表する。

4. 渉外

- ・他団体主催行事（国分寺音楽連盟主催行事、公民館主催行事、地域交流活動等）に於ける打合せ、スケジュール管理等を含む外部との窓口となり、楽団内外の諸事務を行う。

運営委員

1. 運営委員長

- ・運営委員会の議長を務める。

2. コンサートマスター

- ・練習スケジュール、内容についての責任を有する。

3. 総務

- ・団内諸届け（入団、休団、退団等）の処理を行い、管理、保存する。
- ・団員名簿の作成、管理、保存をする。又、年度毎に更新作業を行う。

4. 会計

- ・出納事務（団費、謝礼金、各行事の収支管理等）を行う。
- ・会計報告を作成し、役員会へ提出する。
- ・団費の入出金事務を行う。

5. 広報

- ・自主開催演奏会に於けるチラシ、ポスター、パンフレット、案内ハガキの作成、依頼及び、配布する責任を有する。
- ・市報、情報誌等への演奏会開催、団員募集広告等の掲載手配を行う。

6. ウェブ

- ・当楽団の公式ホームページ、SNS、団員向けメーリングリストの作成、更新、管理を行う。
- ・ホームページ内の掲示板、受信メールの管理、該当役員、運営委員への連絡を行う。

7. 企画

- ・合宿、打上げ、レクリエーション等の企画、運営を行う。
- ・企画に伴う会場の確保及び当日の管理を行う。

8. 備品管理

- ・当楽団所有備品（楽器、譜面台、文具等）の管理、保存を行う。
- ・備品補充の計画、実行を行う。
- ・備品貸出の管理を行う。（他団体、団員知人、団員の楽団外での使用等）

9. 譜面管理

- ・当楽団保有楽譜の管理、保存を行う。（欠番の有無、補修等）
- ・民音、他団体等からの楽譜の借入、返却を行う。
- ・練習に必要な楽譜をスケジュールに合わせて準備する。
- ・譜面貸出しの管理を行う。（他団体、団員知人、団員の楽団外での使用等）

10. 国分寺市音楽連盟連絡員

- ・国分寺市音楽連盟の定例会へ出席しその内容を運営委員会に報告する。

- ・参加行事の際に於ける連絡総務を行う。

第5章 団外指導者・指揮者

第8条 本楽団は団外に適任者がいる場合、団外の指導者・指揮者を招聘することができる。
団外指揮者・指揮者は役員会より推薦し、総会で承認の後、団長が就任を依頼する。

第6章 機関

第9条 本楽団には次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 技術者会
5. 実行委員会

第10条 総会は年一回（年度末3月）とし、団長が招集し、次の事項を行う。

1. 当年度の活動報告、並びに決算報告の承認。
2. 新年度の活動計画、並びに予算案の審議と決定。
3. 役員の選出。
4. 会計監査の選出。
5. その他。

第11条 臨時総会は役員会又は団員の3分の1以上の要求があった場合に開かなければならない。

第12条 総会は団員の3分の1以上の出席によって成立し、議決は出席者の過半数を以て行う。

第13条 役員会は第4章第4条の役員によって組織され、団長が招集し、予算、活動の企画立案等総会での議決に関する事項の審議、その他本楽団の運営に係る事項についての審議を取り扱う。又、役員会は審議状況等を団員に定期的に報告する責任を持つ。

第14条 運営委員会は第4章第4条の運営委員によって構成され、運営委員長が必要に応じて開催する。運営委員会では本楽団の練習活動の計画立案・遂行及び演奏活動の企画・選曲等を行う。

第15条 技術者会は国内指揮者、コンサートマスター、セクションリーダー、パートリーダーによって構成され、コンサートマスターが議長を務め、招集し、総括する。

1. 国内指揮者 1～2名
 - ・楽団員によって選出され、その任期は1年とし、兼任、再任を妨げない。
 - ・国内指揮者は団外指導者と連携を取り、音楽表現及び楽曲解釈等演奏に関する一切の事項についての責任と権限を有する。
2. コン서트マスター 1名
 - ・コンサートマスターは当楽団の練習・演奏活動を統括し音楽指導者が不在の場合はその職務を代行する。
3. セクションリーダー 木管セクション、金管セクションより各1名
 - ・セクションリーダーとは各パートリーダーの中の各セクションの代表者をいう。
 - ・セクションリーダーはパートリーダー相互による協議のもと選出され、その任期は1年とする。

- ・指揮者、パートリーダーと意思疎通を図り、セクション内に於ける音楽面を統括委する。
- ・演奏会、その他行事等に於ける参加の取りまとめをする。

4. パートリーダー 各パート 1 名

- ・パートリーダーとは、Fl、Ob パート、Cl パート、Sax パート、Tp パート、Hr パート、Tb パート、Eup、Tuba パート、Perc パートそれぞれのパートの代表者をいう。
- ・各パートで協議のもと選出されその任期は 1 年とする。
- ・指揮者、セクションリーダーと意思疎通を図り、パート内に於ける音楽面を統括する。
- ・練習、演奏会、その他行事の参加確認を取りまとめ、セクションリーダーに報告する。
- ・パート内に於ける譜面（原譜）、楽器、備品の管理を行う。

第 16 条 実行委員会はその目的別に役員会の決定により設置され、委員長 1 名、副委員長 1 名を団長が任命する。委員長は必要な委員を任命できる。

第 7 章 会計

第 17 条 本楽団の経費は団費によって賄われる。

1. 団員は本楽団に在籍している限り、団費を納める義務を持つ。
納入する団費の月額は次の通りとする。
一般：2,500 円 学生：1,000 円 高校生：500 円
2. 通常の練習活動以外（自主演奏会開催、合宿等）の際、毎月の団費とは別に参加団員よりその費用（臨時団費）を徴収することがある。
臨時団費の金額はその都度、役員会で経費算出の上決定し、団員に公表する。
3. 会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 8 章 監査

第 18 条 本楽団に会計監査を 1 名置く。

会計監査は全団員によって選出され、その任期は 1 年とし、第 4 章第 4 条の役員を兼任することは出来ない。

第 19 条 会計監査は次の責務を持ち、総会で全団員に会計監査報告をする義務がある。

- ・備品、物品の監査。
- ・出納簿の監査。
- ・決算簿の監査。

第 9 章 諸手続き

第 20 条 入団、退団、休団については次のように定める。

1. 入団を希望する者は入団届けを役員会に提出し、入団することが出来る。
2. 退団は退団届を役員会に提出し、退団することが出来る。
但し申請時に於いて団費の完納を条件とする。
3. 団員は仕事、学業等の理由により休団を希望するときは休団を申請し、役員会の承認により最長 1 年間休団する事が出来る。
但し申請時に於いて団費の完納を条件とする。
 - ・期間満了と同時に自動的に復団とみなす。
 - ・期間を超えて休団する場合には別にその旨を届け出なければならない。

第10章 一般活動

第21条 本楽団は第3章第3条の目的を達成するため、音楽活動をする。

第22条 活動日には演奏活動と連絡事務を行い、団員はこれに参加する権利を有する。

第11章 懲戒

第23条 本楽団の活動に著しく非協力的、或いは団費の支払いを6か月以上滞納した者は除名処分とすることが出来る。処分については役員会で決定し、団員へ通知する。除名者はいかなる理由があっても再入団することは出来ない。

第12章 例外

第24条 団員家族の場合16歳未満であっても当該団員が同伴する場合に限り例外として楽団活動への参加を認めるものとする。尚この場合当事者に団費の納入義務はないものとする。

第13章 補則

第25条 本規約について改正の要求が出た場合、これらについての一切は役員会が責任を持ち、総会に於いて出席者の3分の2以上の賛成で可決される。

附則 平成15年3月31日 一部改正

平成22年3月31日 一部改正

平成23年5月29日 一部改正

平成24年4月15日 一部改正

令和6年10月13日 一部改正：第12章 例外 条項追加。

令和7年4月6日 一部改正：第7章、第17条、2項 休団団費 条項削除。